**石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変）のお知らせ**

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））

【石川県外の私立高等学校（私立高等学校等専攻科を含む）等に在学する生徒用】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金です。

１．支給要件・・・以下の３つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

①収入の急激な減少により保護者等（両親場合は双方とも）の道府県民税及び市町村民税所得割額の推計額が非課税（０円）であること

→　家計急変の有無にかかわらず、令和５年度の保護者等の道府県民税および市町村民税所得割額が非課税である場合は通常の認定対象となりますので、家計急変に係る石川県教育費負担軽減奨学金の対象とはなりません。通常申請の案内に従い申請書類の提出をしてください。

→　生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている場合は家計急変に係る石川県教育費負担軽減奨学金の対象とはなりません。

②令和５年７月１日現在、保護者等が石川県内に在住していること

　　③対象となる生徒（高校生等）が就学支援金支給対象である私立高等学校等に在学していること

（対象となる学校：高等学校、中等教育学校（後期課程）、左記の学校の専攻科、高等専門学校（１～３年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省告示で定めるもの）

　２．給付額・・・対象生徒の状況※１や家計急変の時期※２により対象生徒1人あたり、次の金額を給付

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 世　帯　区　分 | 給付年額 |  |
| 通信制・専攻科 |
| イ　対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～  23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯 | | １３７，６００円 | ５２，１００円 |
| ウ　対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～  23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 | | １５２，０００円 | ５２，１００円 |

※１　高校生等が２人以上いる場合、１人目は「イ」その他は「ウ」となります。

※２　年額の支給となる場合は、家計急変が令和５年１月１日から同年６月３０日までに生じ、指定の期日

までに申請書類を提出した世帯のみ

　　　令和５年７月１日以降に家計急変が生じた場合は、家計急変及び申請の時期によって対象となる月数を１２か月で除した額となる。

　　（例）イの世帯区分で令和５年９月に家計急変が生じて申請された場合

　　　　　１３７,６００円　×　6か月（対象期間：10月～翌年3月）/１２か月　＝　6８,８00円を給付

　３．申請方法

　　給付を希望する場合は、「提出書類のご案内」の「○教材費など授業料以外の教育費に対する支援（石川県教育費負担軽減奨学金）」の記載に沿って必要となる書類を全て提出してください。

→【申請期間】

　①令和５年1月1日から同年6月30日までに家計急変が生じた世帯

　　令和５年7月1日～同年8月31日（消印有効）まで

　②令和５年7月1日以降に家計急変が生じた世帯

　　随時受付（ただし、令和６年2月2９日（消印有効）まで）

→【提出・お問い合わせ先】

　　石川県総務部総務課私学・県立大学支援グループあてに郵送により提出してください。

（住所）〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地

（TEL）076-225-1233　（FAX）076-225-1234

（MAIL）e110300b@pref.ishikawa.lg.jp

→【申請書・債権者登録申出書入手方法】

　　　　石川県総務部総務課のホームページからダウンロードしてください。

（URL）https://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/bunkyo/syogakukyuhu\_kakeikyuhen.html

　　　　なお、ダウンロードする環境がないなど入手にお困りがありましたら、書類を郵送することもできますので、上記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。